

第1編 三島市地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

平成12年6月に改正された社会福祉法の第1条には、社会福祉の増進に資することを目的に「地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図ること」が掲げられ、第4条には、その地域福祉の推進のため「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、（中略）地域福祉の推進に努めなければならない」と定められています。

三島市地域福祉計画は、この社会福祉法の基本理念を実現するため、地域福祉関連施策や地域福祉推進の仕組みづくりを通して、地域住民や事業者、福祉関係団体、行政等の協働のもとに「地域で誰もが、安心して福祉サービスを利用し、地域の支え合いの中で尊厳を持って、社会参加などを含めた自分らしい生活が送れるような地域社会」を実現するために策定するものです。

2 計画策定の背景

本市では、平成18年3月に社会福祉法に基づく三島市地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）を、「共に生き、共に活動し、共に築く、福祉を育てるまちづくり」を基本理念として策定しました。

前計画においても、少子高齢化や地域住民の価値観の多様化により、住民が助け合い、支え合うという社会的つながりが希薄化してきている状況を挙げ、地域住民が互いに助け合う関係を築くことを目的に計画を推進してきましたが、景気の低迷による生活不安を背景に、高齢者の孤独死や家庭内孤立、そして児童虐待、若者の引きこもりなどの問題は、依然として深刻化しています。

この間に、介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行に伴い、高齢者や障害のある人などの地域での自立生活支援の取り組みが展開されており、地域福祉推進が社会福祉の主流になっています。また、厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告が公表され、「行政と市民の協働」による地域福祉の必要性を提案しました。

こうした動向から、地域における多様なニーズに対応するためには、行政の公的なサービスの提供や地域福祉活動の基盤を整備する必要がありますが、公的なサービスだけでは対応が困難な課題もあり、地域住民の主体的な参加による支え合う仕組みづくりや、その仕組みと公的福祉サービスが効果的に連携することが不可欠となっています。

3 計画の位置付け

(1) 法律などの位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に位置付けられており、以下の3つの事項について計画に定めるべきとされ、計画の策定や変更の際には、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

なお、平成19年8月に厚生労働省社会・援護局より、災害等にも対応する要援護者対策として、地域における要援護者に係る情報の把握・共有と安否確認方法などを、地域福祉計画に盛り込むよう通知が出されています。

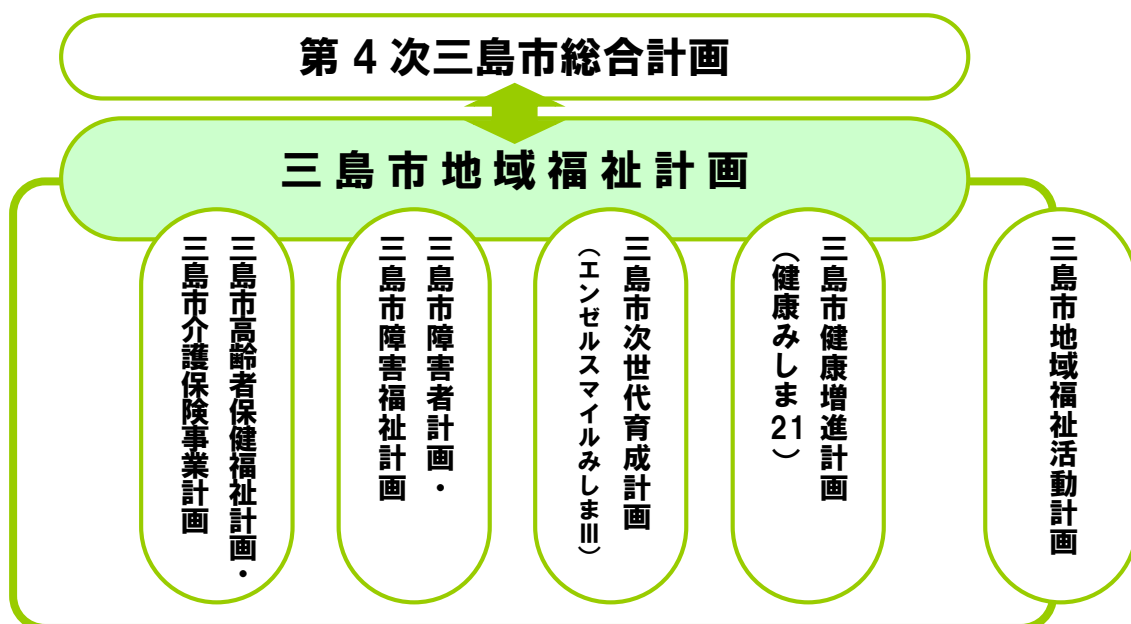
(2) 市総合計画との関係

この計画は、第4次三島市総合計画（2011－2020）を上位計画としています。

総合計画では、健康・福祉分野の基本方針を「健康・福祉を育むまちづくり」と定め、地域が支える福祉活動の推進、安心できる医療体制の確保、生涯を通じた健康づくりの推進、子どもを産み育てやすい環境の整備、高齢者の生きがいと自立の支援、障害のある人を支える環境の充実等を目指しています。地域福祉計画は、この中で、社会福祉の推進における基本となる計画として位置付けられています。

(3) 保健福祉分野の個別計画との関係

この計画には、サービス利用者や地域住民のニーズに合わせて相互に調整し、統合していくこと、すなわち「総合化」が求められています。そのため、市の保健・福祉・医療に関わる部門別4計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、次世代育成計画、三島市健康増進計画）を内包する総合的・包括的な計画として位置付け、各計画との整合性と連携を図っています。



保健・福祉・医療に関わる部門別計画

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (計画期間：平成21年度～平成23年度)

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づく計画で、高齢者が生きがいを持ち尊厳を保ちながら自立した生活が送れるよう、介護予防の推進体制を確立し、共に支え合う健康・福祉のまちづくりを基本理念に、高齢者の保健・福祉施策の目標や方向性を明らかにし、事業を推進するための指針となる計画。

また介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、国が示す基本指針に即して、3年を一期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画で、年度ごとの介護保険サービス見込量や給付水準及び地域支援事業等を明確にするなど、サービス量等から保険料基準額の算定を行い、介護保険の給付と負担の関係を明らかにする計画。

2 障害者計画（障害福祉計画）

障害者基本法に基づく障害者福祉計画（計画期間：平成19年度～平成23年度）と、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）を一体的に策定した計画。障害者施策の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき障害福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るための計画。

3 次世代育成計画 (計画期間：平成22年度～平成26年度)

次世代育成計画（エンゼルスマイルみしまⅢ）は、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つために、保護者、地域、事業主及び行政が連携・協働により、子育てを総合的に支援するための計画。

4 三島市健康増進計画 (計画期間：平成14年度～平成23年度)

三島市健康増進計画（健康みしま21）は、母子保健、成人・老人保健を中心に、市民一人ひとりの生涯にわたる健康づくりに市全体で取り組み、生涯を通じて生きがいを持ち、健康な人が満ちあふれるまちを目指すための計画。

(4) 地域福祉活動計画との関係

三島市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画は、住民と地域での福祉活動のさまざまな担い手が相互に協力して取り組む、民間の活動・行動計画です。地域福祉計画と同様に地域住民の参加を得て策定されるものであり、両計画は、地域福祉の推進のために互いに補完し、補強し合う関係にあります。

4 計画の期間

本計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とし、3年目に事業の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行っていきます。

5 策定体制（住民参加による計画づくり）

地域福祉計画の策定・実行にあたっては、先に記述があるように、地域住民の意見を反映する措置を講ずるよう求められており、住民参加を取り入れるところに計画の大きな特徴があります。

本計画の策定にあたっては、福祉に関する意識を知るため『市民意識調査』や、市内4地域毎に自治会、民生委員・児童委員、子ども会、教育関係者の方々に地域福祉に関する課題やその解決策を協議していただいた『地区懇談会』、地域活動をされている団体の方々に地域福祉に関する課題を伺った『団体ヒアリング』、そして三島市の子どもたちに『福祉についての特別授業』を実施し、計画策定のための基礎資料としました。

